

平成24年3月
長官官房総務課

第23回警察庁政策評価研究会要旨

1 日時

平成24年2月17日（金）午前10時00分から午後12時10分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社総合企画本部経営管理部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長、東京大学大学院法学政治学研究科教授

警察庁

金高 雅仁 官房長
小谷 涉 総括審議官
鈴木 基久 政策評価審議官
田中 法昌 官房審議官（生活安全局）
辻 義之 官房審議官（刑事局）
土屋 知省 官房審議官（交通局）
沖田 芳樹 官房審議官（警備局）
水本 善文 技術審議官
榊田 好一 総務課長
宮園 司史 情報通信企画課長
高木 勇人 官房参事官（企画）
小嶋 典明 総務課情報公開・個人情報保護室長
大窪 雅彦 官房調査官（取調べ監督指導担当）
池田 宏 捜査第二課特殊詐欺対策室長
平居 秀一 保安課理事官
安田 貴彦 警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）
大橋 亘 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

- (1) 「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(案)について
- (2) 「平成24年度政策評価の実施に関する計画(案)」について
- (3) 「平成24年度実績評価計画書(案)」について
- (4) 総合評価書「振り込め詐欺対策の推進」(案)について
- (5) 事業評価書「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(案)について
- (6) 事業評価書「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」(案)について
- (7) 事業評価書「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)により新設された規制」(案)について
- (8) 事業評価書「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第369号)により新設された規制」(案)について
- (9) 事業評価書「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成18年法律第41号)により新設された規制」(案)について

5 議事要旨

- (1) 議題(1)から(3)について、総務課情報公開・個人情報保護室長から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

研究会は、評価書案を承認する場ではなく、今回の業績目標等の整理の方針等について議論する場であるので、当該方針を示した資料を配付すべきである。また、何らかの形で当該方針を国民に明示すべきである。

今回の計画書案で削除するとされている「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」と「被疑者取調べの適正化の更なる推進」については、国民の関心も高いものだと思う。定性的な評価や事例でも良いので、何らかの形で評価をしていくことが大事である。

今回の整理は、スリム化によって、警察活動の方向性が見えやすくしたということで評価している。政策手段としての個別の事業や対象別の評価については、事業評価で、しかるべきタイミングで個別に検証することで構わないと考える。

- (2) 議題(4)について、捜査第二課特殊詐欺対策室長から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

本評価書案は非常に読み応えがあった。評価書を広報等に活用すべきである。

本評価書案には、犯罪者の集団についての情報が書かれていない。国民へのフィードバックという意味でも、当該情報を記載すべきである。

(3) 議題(5)について、官房調査官（取調べ監督指導担当）から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

「教養」というのは、警察特有の用語である。評価書はともかく、要旨については、「研修」と言い換えても良いのではないか。

(4) 議題(6)について、官房参事官（企画）から説明がなされた後、研究会委員から既存の法人の指定に関する質疑等がなされた。

(5) 議題(7)から(9)について、保安課理事官から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

「猟銃の所持許可の欠格事由の追加」の評価の部分で、「準空気銃犯罪歴を有する者が申請を行うことを抑止する効果を上げていることが考えられる」とあるが、具体的なエビデンスがなく、推論であるならば、もう少し抑制的な記述にすべきである。

本評価書案のポイントは、規制を導入して効果があったかどうかというところであるので、規制導入（平成18年）以前のデータをもう少し長くにとって比較すべきである。この種の規制については効果が重要であるので、効率性には評価の力点を置かなくても良いのではないか。